890,000	846,300	822,400	786,600	727,000	667,400	607,800	560,100	536,200
512,400	488,500	」と、「イラク	イラン		850,000	830,000	793,000	771,600
					830,000	810,000	766,000	742,200
739,400	685,800	632,200	578,600	535,700	514,300	492,800	471,400	を「イ
706,400	646,800	587,200	527,600	479,900	456,100	432,200	408,400	イ
ラク		880,000	860,000	819,800	797,000	762,800	705,800	648,800
ラン		880,000	860,000	809,900	784,300	745,900	681,900	617,900
591,900	546,300	523,500	500,700	477,900				
553,900	502,700	477,100	451,500	426,000				

と改める。

別表第一のうち二　総領事館の表欧州の項中「ウラジオストク

579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	を
「ウラジオストク		680,000	635,200	599,200	539,300	479,400	419,500	
371,500	347,600	323,600	299,700	」と、「ハバロフスク			650,000	613,800
579,200	521,500	463,800	406,100	360,000	336,900	313,800	290,800	」を
「ハバロフスク		680,000	635,200	599,200	539,300	479,400	419,500	
371,500	347,600	323,600	299,700	」に改める。				

別表第二のうち一　大使館の表アフリカの項中「リビア

合衆国ドル	4,285	3,481	3,080	2,678	2,410	2,142	」を「リビア	13.8%　アメリカ
	13.8%	ユーロ			3,997	3,247	2,873	2,498
2,248	1,998	」に改める。						

附　則

この政令は、令和六年十一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定は、同年八月一日から適用する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十二号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十三号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十号、第十三号ただし書、第十五号ただし書及び第二十号トの規定に基づき、この政令を制定する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六条において」を「以下」に改める。

第四条の見出しを「（特別な利害関係）」に改め、同条中「理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者」を「特別な利害関係は、一方の者と他方の者との間において、当該他方の者が次に掲げる者に該当する関係」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「理事」を「一方の者」に改める。

第五条第二号ヘ中「第八条第一号」を「第九条第一号」に改める。

第六条中「第五条第十二号ただし書」を「第五条第十三号ただし書」に、「もの」を「額」に、「同条第十二号ただし書」を「同条第十三号ただし書」に、「勘定の額に」を「額の区分に」に改め、同条第一号及び第二号中「千億円」を「百億円」に改める。

第八条中「第五条第十七号ト」を「第五条第二十号ト」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本赤十字社

第八条を第九条とする。

第七条中「第五条第十五号ただし書」を「第五条第十八号ただし書」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（理事の構成の特例の基準）

第七条　法第五条第十五号ただし書の政令で定める勘定の額は次に掲げる額とし、同号ただし書の政令で定める基準は三千万円とする。

一　一般社団法人にあっては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあっては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額

二　前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額